

大和市営自動車駐車場条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、大和市営自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の設置、管理等について必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

- ・第1条では、本条例が設置された趣旨について定めています。

【解説】

- ・地方自治法第244条の2第1項は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例に定めなければならない。」と規定しています。本条例では、本市自動車駐車場の設置及び管理について、必要な事項を定めています。

(名称及び位置)

第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 引地台温水プール立体駐車場
- (2) 位置 大和市草柳三丁目5番地1

【趣旨】

- ・第2条では、駐車場の施設名・所在位置を規定しています。

【解説】

- ・第1号で施設名、第2号で所在位置を定めています。

(指定管理者による管理)

第3条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

【趣旨】

- ・第3条では、駐車場の管理を指定管理者に行わせることを定めています。

【解説】

- ・駐車場は、民間業者等の知識、能力、経験を活用することで、より質の高いサービスの安定した提供と、効率的な管理運営を行うことを目的として、平成18年度から指定管理制度を導入しており、第5条の規定に基づき、公募により地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体を指定管理者として選定しています。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用の承認に関する業務
- (2) 駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (3) 駐車場の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

【趣旨】

- ・第4条では、指定管理者の行う業務について、明確に定めています。

【解説】

- ・第1号の業務とは、駐車場施設の利用者に対する許可行為に関することをいいます。
- ・第2号の業務とは、駐車場施設の利用者から利用に係わる料金(以下「利用料金」という。)の收受を行うことをいいます。また、利用料金を条例に規定する料金の範囲内において定めることができることを規定しています。
- ・第3号の業務とは、維持管理に関する業務のことをいいます。施設および設備について、適切な維持管理を図り、安全かつ効率的な利用が継続されることを目的としています。
- ・第4号の業務内容については、公募を行う際に明示されます(第5条第1項第7号)。

(公募)

第5条 市長は、指定管理者に駐車場の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体(以下「団体」という。)を公募するものとする。

- (1) 駐車場の概要
- (2) 申込期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が別に定める事項

【趣旨】

- ・第5条では、駐車場を管理する、指定管理者の選定は原則、公募によるものとしています。

【解説】

- ・第1項では、駐車場の管理を指定管理者に行わせようとする場合、公募する団体に対し掲げるべき事項について第1号から第7号まで明確に定めています。

(指定管理者の指定の申込み)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書に駐車場の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

【趣旨】

- ・第6条では、指定管理者の指定を受けようとする団体が申込みをする場合に必要な添付書類について明確に定めています。

【解説】

- ・公募による指定管理者の申込みを行う場合に必要な書類を明確にしています。
- ・「申込書」とは、大和市営自動車駐車場条例施行規則第2条に定める「指定管理者指定申込書」のことをいいます。
- ・「その他規則で定める書類」とは、大和市営自動車駐車場条例施行規則第3条に規定されている書類のことをいいます。

(選定基準)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 駐車場の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 駐車場の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 駐車場の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
- (5) その他市長が別に定める基準

【趣旨】

- ・第7条では、指定管理者の選定基準を明確に定めています。

【解説】

- ・本条では、申込みがあった団体に対して第1号から第5号までの選定の基準に照らし合わせて総合的に審査し、最も適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定することを定めています。
- ・審査は、指定管理者選定委員会によって行われます。

(選定の結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

【趣旨】

- ・第8条では、指定管理者の選定の結果の通知について定めています。

【解説】

- ・通知は、選定された団体（第9条でいう「被選定団体」）だけではなく、指定管理者指定へ申込みを行ったすべての団体について行うものです。

(再選定等)

第9条 市長は、前条の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第7条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。
- (2) 新たに判明した事実により、駐車場の管理を行うことが不適當であると認められたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第5条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

【趣旨】

- ・第9条では、指定管理者の再選定等の方法について定めています。

【解説】

- ・市長は、被選定団体が指定管理者として議決を経て正式に決定される前に、指定が不可能になった場合や不適當と認められた場合に再度選定を行うことができることが定められています。
- ・再選定は、当該選定団体を除く申込み団体から選ぶものとします。
- ・この規定により指定管理者の指定が不可能あるいは不適當と認められた団体は、次回の公募には申し込みができなくなります。

(指定管理者の指定の告示)

第10条 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

【趣旨】

- ・第10条は、指定管理者を指定した場合、告示により周知することを規定しています。

【解説】

- ・指定管理者の指定をしたときに告示する項目を定めています。

(指定期間)

第11条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

【趣旨】

- ・第11条では、指定管理の期間と同一指定管理者の再指定について定めています。

【解説】

- ・選定された指定管理者が指定管理を行う期間は、第5条の規定により公募時に明示されていますが、最長で5年間となっています。但し書きの「再指定を妨げない」とは、第5条の規定により明示された指定管理期間が終了後、新たに指定管理者を募集する場合、第7条の選定基準により前回の指定管理者が最良と判断された場合、再び指定することができることを明確にしています。

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長と駐車場の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (9) その他市長が別に定める事項

【趣旨】

- ・第12条では、指定管理者が市長と結ぶ協定書の事項を定めています。

【解説】

- ・第1項では、指定管理者が市長と駐車場の管理に関する協定を結ぶことを定めています。

- ・第2項の第1号から第9号は、協定に盛り込む内容を具体的に明示しています。
- ・第1号から第3号は、第5条第1項第3号から第5号で指定管理者公募時に明示されている内容です。
- ・第4号は、第13条の規定により指定管理者が業務を適性に実施しているかどうか業務や経理の状況を報告させますが、記載事項や書式、提出時期等を明確にするために盛り込む事項で、市と協議して決定します。
- ・第6号は、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定管理の取り消しについて、第7号、第8号は、指定管理者に個人情報保護及び透明な管理運営のための情報公開を行うことを目的に協定書に盛り込んでいます。

(事業報告書の作成及び提出等)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、駐車場に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) 駐車場の管理業務の実施状況
- (2) 駐車場の利用料金の収入の実績
- (3) 駐車場の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

【趣旨】

- ・第13条では、指定管理者が提出する事業報告書について定めています。

【解説】

- ・指定管理者が、事業報告書を提出しなければならない期限は毎年のあるいは中途の業務終了後60日以内と規定しています。
- ・「地方自治法第244条の2第11項の規定」により、指定の取り消しあるいは業務の全部の停止を命ぜられる場合とは次のような場合をいいます。
- ・同法第244条第10項の「指定管理者に対して業務又は経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、必要な指示をすることができる」規定に基づく指示に従わないとき並びに、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないときをいいます。
- ・第1号から第4号は、指定管理者が事業報告書に記載する内容を明記しています。

(指定の取消しの告示等)

第14条 市長は、法第244条の2第1項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地、その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第5条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

【趣旨】

・第14条では、指定管理者の指定の取り消し、業務の一部もしくは全部の停止について定めています。

【解説】

- ・第1項では取り消し、業務の全部もしくは一部の停止を行った場合の手続きを定めたものです。
- ・第2項では、上記の処分を受けた団体等の今後の取り扱いについて定めたものです。

(休業日)

第15条 駐車場の休業日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休業日を臨時に変更することができる。

【趣旨】

・第15条では、駐車場の休業日等を定めています。

【解説】

- ・本条では、指定管理者が管理する駐車場の休業日を定めています。
- ・市長の承認を得た場合は、指定管理者が休業日について臨時に変更できる旨を定めています。

(利用時間)

第16条 駐車場の利用時間は、午前7時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、利用時間を臨時に変更することができる。

【趣旨】

・第16条では、駐車場の利用できる時間を定めています。

【解説】

- ・本条では、指定管理者が管理する駐車場の利用できる時間を定めています。
- ・市長の承認を得た場合は、指定管理者は利用時間について臨時に変更できる旨を定めています。

(駐車できる自動車)

第17条 駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に掲げる普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外のもので、規則で定める大きさを超えないものとする。

【趣旨】

- ・第17条では、駐車できる自動車の種類等を定めています。

【解説】

- ・本条では、駐車できる自動車を道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）に掲げる普通自動車並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外と定め、大和市営自動車駐車場条例施行規則第4条で定める大きさは、長さ5メートル、幅2メートル、高さ2メートルを超えないものと定めています。

(利用料金)

第18条 利用者は、指定管理者に対して利用料金を利用の都度支払わなければならない。
2 利用料金は、350円を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

【趣旨】

- ・第18条は、利用料金の定め方・徴収方法及び徴収した利用料金の收受先について定めています。

【解説】

- ・利用者が駐車場を利用する場合は、その都度、利用料金を支払わなければなりません。
- ・第2項では、利用料金の定め方を定めています。利用料金は本条例で定める金額を超えない範囲内で指定管理者が定めることができますが、市長の承認が必要であることを定めています。
- ・第3項では、駐車場の利用料については「利用料金制」を適用しており、徴収した利用料金は指定管理者の収入となることを定めています。

(利用料金の免除)

第19条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車を駐車させる場合は、利用料金を免除することができる。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車
- (2) 駐車場付近において、防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために使用する自動車
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特別な理由があると認めた自動車

【趣旨】

・第19条では、駐車場の利用にあたり、特定の緊急自動車等につき免除することができることを定めています。

【解説】

- ・第19条第1項1号に該当する、道路交通法第39条第1項では緊急自動車は「消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。」と規定しており、政令（道路交通法施行令第13条）で詳細が定義されています。第2号では、防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために使用する自動車が免除対象と定義しております。
- ・指定管理者が特別な理由があると認めた自動車とは、第2号に掲げた同等以上の緊急車両等が該当してきます。

(利用料金の不還付)

第20条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

【趣旨】

- ・第20条では、利用料金の還付できる場合を定めています。

【解説】

- ・通常一度徴収した利用料金は還付しませんが、規則で定める場合にかぎり、全部又は一部を還付することができます。
- ・利用料金の還付は指定管理者が行います。ここでいう「規則」とは大和市営自動車駐車場条例施行規則をいいます。

(駐車の拒否)

第21条 指定管理者は、駐車する自動車が次の各号のいずれかに該当するときは、当該自動車の駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品等の危険物を積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設を汚損又は破損するおそれのあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。

【趣旨】

- ・第21条では、駐車場の利用拒否について規定しています。

【解説】

- ・駐車場を安全に管理運営していく上で、第1号では、自動車が発火性又は引火性の物品等の危険物を積載しているとき、第2号では、自動車が駐車場施設を汚損又は破損するおそれのあると認められるときは、その利用者に対し、駐車を拒否できるとしています。
- ・第3号では、その他、明らかに管理に支障があると認められる場合においては、駐車場の利用を拒否することができるとしています。

(禁止行為)

第22条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設又は駐車中の自動車を汚損又は破損するおそれのある行為をすること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) みだりに騒音を発すること。
- (5) 物品の販売等の営業行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

2 指定管理者は、前項各号のいずれかに該当する行為をした者に対して必要な措置を講ずることができる。

【趣旨】

- ・第22条では、駐車場内での禁止行為について規定しています。

【解説】

- ・第1号から第5号までは、利用者が駐車場を利用する上で行ってはならない禁止行為を定めています。
- ・第6号では、その他、明らかに管理に支障があると認められる行為においては、禁止行為であることを定めています。
- ・第2項では、指定管理者が第1号から第6号のいずれかに該当する行為をした駐車場利用者に対して必要な措置を取ることができる旨を定めています。

(原状回復の義務)

第23条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、駐車場の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときはこの限りでない。

【趣旨】

- ・第23条では、指定管理者に原状回復の義務があることを定めています。

【解説】

- ・指定管理者が原状回復を行わなければならない場合を義務付けています。ただし、市長が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復は行わずに、別途、市が定める状態で市に対して管理物件を明け渡すことができるものとしています。

(損害賠償)

第24条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により、駐車場の施設その他物品をき損若しくは滅失したとき又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

【趣旨】

- ・第24条では、指定管理者又は利用者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならないことを定めています。

【解説】

- ・故意・過失を問わず、駐車場の施設を損傷・焼失させ、損害が発生したときの賠償の責任を負うべき者について明確にしています。

(個人情報の取扱い等)

第25条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者及び駐車場の業務に従事している者は、駐車場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

【趣旨】

- ・第25条では、指定管理者及び駐車場の業務に従事している者の個人情報の取扱い等について定めています。

【解説】

- ・第1項では、指定管理者は「大和市個人情報保護条例」の趣旨に基づき個人情報を適切に管理するために行うことを定めています。
- ・第2項では、管理業務を通じて得られた秘密や情報について遵守しなければならない規定を定めています。この規定で定められている事項は、指定管理者にあっては指定期間終了後にも、駐車場の業務に従事している者はその職を退いたあとまでも摘要されます。

(情報公開)

第26条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

【趣旨】

- ・第26条では、指定管理者が管理業務の内容に係る情報を公開し、市と同様に透明性を確保する義務があることを定めています。

【解説】

- ・大和市情報公開条例の趣旨にのっとり、指定管理者が管理業務の内容に係る情報を公開する必要性を定めています。

(委任)

第27条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

- ・第27条では、必要な事項は、規則で定めることを定めています。

【解説】

- ・条例を施行するにあたり、必要なことは、「大和市営自動車駐車場条例施行規則」（平成3年大和市規則第17号）に定めています。